

## 山武郡市広域水道企業団入札約款

施行 平成8年6月11日  
最終改正 平成30年3月28日

### (目的)

第1条 山武郡市広域水道企業団が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託、物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等については疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した日時、場所において入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行ふ。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

#### (入札の取りやめ等)

- 第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 2 当該入札の公告後又は指名通知後、天災等予測できない事情により多数の入札者が入札に参加できなくなり、入札の競争性、公平性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 3 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。ただし、建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の契約以外の入札については、この限りでない。

#### (無効となる入札)

- 第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
  - (4) 入札書に記名・押印を欠く入札
  - (5) 入札書の金額を訂正した入札
  - (6) 入札書に誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 明らかに連合であると認められる入札
  - (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (9) 事前に予定価格を公表する事業にあつては、公表した予定価格を上回る入札
  - (10) 予定価格を入札執行日前に公表する事業にあつては、入札前に内訳書の提出がない場合の入札
  - (11) その他入札に関する条件に違反した入札

#### (落札者の決定)

- 第6条 最低制限価格を設けている場合においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

### (再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として、2回までとする。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあつては、これを行わない。

- 2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加し有効な入札をした者でなければならない。ただし、最低制限価格を設けた入札においては、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

### (契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内（閉庁日を除く。）に当該契約を締結しなければならない。ただし、企業長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

### (契約の保証)

第10条 工事又は製造等の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、企業長が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、企業長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

**(異議の申立て)**

第11条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

**(内訳書の提出)**

第12条 契約担当者は、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上或いは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。

**(補則)**

第13条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成8年6月11日から施行する。

附 則

この約款は、平成17年10月24日から施行する。

附 則

この約款は、平成18年6月23日から施行する。

附 則

この約款は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年8月21日から施行する。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成30年4月1日から施行する。